

HM（ハザードマップ）で リスク回避

市では、災害に備えて「地震ハザードマップ」と「洪水ハザードマップ」を作成しています。自宅周辺のリスクを予め知っておくことで、災害発生時に危険を回避し、適切な行動がとれるようにしましょう。

紙版と電子版がありますので、状況や用途に応じてご利用ください。

地震HM

「建物倒壊危険度」「揺れやすさ」「液化化危険度」を記載しています。東京湾北部地震と関東平野北西縁断層帯地震を想定したマップです。



地震HM

洪水HM

荒川と新河岸川の大
雨による堤防決壊を想定したマップです。予想浸水状況や避難方法などの情報もあります。



洪水HM

Web版HM

地震・洪水ハザードマップの避難経路をアニメーションで表示したり、複数の想定を比較したりできます。



Web版HM

紙版の配布場所 危機管理防災課（市役所本庁舎3階）、大井総合支所、出張所

**災害時の
情報収集に備える**

市では、災害時などに防災行政無線で避難情報などを放送します。放送が聞き取りづらい場合などは、次の方法で放送内容を確認できます。

●Fメールで配信
市のメール配信サービス（Fメール）で放送内容を配信しています。なお、受信には事前登録が必要です。※詳しくは、市ホームページ（QRコード）をご覧ください。

●テレビで確認
テレビ埼玉・NHKのデータ放送



●電話で確認
防災行政無線自動応答サービスで放送内容を、電話で確認できます（通話料有料）。TEL 256・8877

●その他
市ホームページや公式SNS（ツイッター、フェイスブックなど）でも情報を発信します。SNSは事前に友達登録やフォローをお願いします。※詳しくは、市ホームページ（QRコード）をご覧ください。



災害時の水の確保

市では、地震などで水道管が破損し、水道が使用できなくなった場合に備えて、避難者用にペットボトルで約9480ℓの飲料水を備蓄しているほか、井戸を整備しています。有事の際には、給水車を利用して給水活動を行い、飲料水と生活用水として活用しますが、ご家庭でも十分な備蓄をお願いします。

▼飲料用
飲料水用井戸12カ所（東原小学校、西ノ原中央公園）
耐震性貯水槽15カ所（福岡中



▲遊具と一体となった飲料用井戸（西ノ原中央公園）

▼生活用水用
各指定避難所など）
中央公園、杉並クローバー公園、大原公園、鶴ヶ丘小学校、西小学校

命を守る備え

図 危機管理防災課（TEL 262・9017）

▲6月28日に市職員と地域の皆さんが参加して行われた「HUG（避難所運営ゲーム）訓練」の様子

もし、災害が起きて食べ物や生活必需品がなかったらどうしますか？
災害はいつ起こるか分かりません。いざというときには適切な行動をとり正確な情報を入手することが、自分や大切な家族の命、生活を守ることに繋がります。そのために、日頃の備えが必要不可欠です。

災害への備え

災害時に電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合に備えて、普段から飲料水や保存の利く食料などを少しでも備蓄しておくことが大切です。

特別な物は 用意せず備える方法

日頃から自宅で利用しているもの（食料や消耗品）を少し多めに購入して備える備蓄方法を「ローリングストック」といいます。日常生活で消費した分を購入し、少し多めに備えた状態をキープすることで、災害時のために特別な物を用意しなくても、普段の生活で使っているものを活用できます。

必要な水の量は 1人1日3ℓ

備蓄といえは食料品を想像しますが、人が生きるには1日3ℓ程度の飲料水が必要です。家族全員の飲料水を備蓄しておきましょう。

備蓄品の主な例

災害時、必要になるものは一人一人異なります。ご家庭で話し合い、家族一人一人に必要なものを、「1週間分」を目安に備蓄しましょう。

家族みんなが必要な物 飲料水（1人1日3ℓ）、ビニール袋、ごはん（アルファ米、レトルトなど）、救急箱、缶詰、カセットコンロ、菓子類、マッチ、ろうそく、調味料、トイレトペーパー、ティッシュ、常備薬、簡易トイレなど

女性が必要な物 カップ付きインナー、生理用品など

子育て中の家庭が必要な物 おもちゃ、粉・液体ミルク、紙おむつ、おしりふきなど

また、トイレを流したり、歯磨きしたりするための生活用水も必要です。日頃から、水道水を入れたポリタンクを用意する、いつもお風呂の水を張っておくなどの備えをしましょう。

台風・ゲリラ豪雨から命を守る

鬼怒川きぬがわの決壊を引き起こした関東・東北豪雨や西日本の広範囲に甚大な被害をもたらした西日本豪雨など、台風やゲリラ豪雨を起因とした水害は、年々激化の一途をたどっています。

しかし、水害は地震とは異なり、ある程度予測ができる特徴があり、情報収集や迅速な避難行動などにより被害を軽減できます。自らの命は自らが守る意識を持ち、日頃から適切な準備を行いましょう。

地震時と水害時は避難所が異なります

市では、水害時の指定避難所を設定しています。地震時とは避難先が異なりますので、自宅や家族の通う学校、勤め先からの避難所が近いのか、改めてご確認ください。

▼水害時の避難所
 第一次開設 上福岡公民館
 第二次開設 上野台小学校
 第三次開設 福岡中学校、駒西小学校、東原小学校など

土のう（水のう）を家庭に備えよう

浸水などの心配がある場所には、事前に土のうや水のうを設置するなど、自助・共助の力を発揮しましょう。

なお、ご家庭でも簡単に土のうや水のうを作ることができます。

●簡単な作り方

▼例①
 大きめのごみ袋を二重にし、袋の中に水を半分程度入れてすぎ間なく並べます。段ボールに入れて連結すると強度が増して積み重ねることができます。

▼例②

土を入れたプランターを横に連結し、レジャーシートで巻き込んで補強して使えます。



地震から命を守る

今後30年以内の首都直下地震の発生確率は、70%とされています。阪神淡路大震災での死因の約80%が家屋の倒壊や家具の転倒などによるものでした。建物の安全性を高め、家具を固定して転倒を予防したり、家具の配置を見直して大きな家具の近くで寝ないようにするなど、命を守るための環境づくりが必要です。

家具から身を守る転倒防止方法

家具の転倒防止は、就寝場所だけでなく、避難経路を確保するためにも必要となります。地震発生時に家具から身を守る簡単な転倒防止方法をいくつか紹介します。

●段ボール箱を家具の上に置く

天井と段ボールの隙間が2cm以内になるように段ボールを家具の上に置くことで箱が天井に引っかかり転倒防止につながります。また、段ボールの底に粘着マットを付けたら、家具の下に滑り止めシートを敷いたりするとより効果が期待できます。

●収納の工夫

ガラス製品は家具の上の方に置かないようにして、上に軽いものを、下に重いものを収納しましょう。

●家具の配置の工夫

窓ガラスの前や避難の妨げになる場所などには、家具を置かないようにしましょう。

いつもの活動が防災になる

県では、災害への備えを「イツモ」の生活の中で取り組む「イツモ防災」を推進しています。防災マニュアルブックの公開やイツモ防災タウンページの配布をしています。

詳しくは、県ホームページ（QRコード）をご覧ください。

県危機管理防災課

TEL 048・830・8141



耐震化された安全な建物で暮らす

市や県では、昭和56年5月以前に建設された住宅などの耐震診断・改修費用を補助しています。

市や気象庁などから発表される情報を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報を提供します。

避難情報が発令されたら

警戒レベル	市民の皆さんがとるべき行動	避難情報	警戒レベル相当の防災気象情報
警戒レベル 5	命を守るための最善の行動をとる ※すでに災害が発生している。	災害発生情報 (市が発令)	氾濫発生情報、大雨特別警報など
警戒レベル 4	全員 避難	避難勧告・避難指示 (緊急) (市が発令)	氾濫危険情報、洪水警報の危険度分布 (非常に危険) など
警戒レベル 3	高齢者 障がい者 乳幼児 などとその支援者は避難、他の人は準備	避難準備・高齢者等避難開始 (市が発令)	氾濫警戒情報、洪水警報、洪水警報の危険度分布 (警戒) など
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップなどで自らの避難行動を確認	洪水注意報・大雨注意報 (気象庁が発表)	氾濫注意情報、洪水警報の危険度分布 (注意) など
警戒レベル 1	防災気象情報などの最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁が発表)	※防災気象情報は、国土交通省・気象庁・都道府県が発表します。

※身の危険を感じたときは警戒レベルに関わらず避難してください。 ※必ずしも段階的に、レベル1から発令されるとは限りません。

●既存住宅の耐震診断・耐震改修工事の費用補助
 耐震改修工事の申請には、事前に耐震診断を受ける必要があります。事前にご相談ください。

対象建築物 建築確認を取得し、昭和56年5月以前に着工され、建築基準法に適合している左表の住宅

※木造建築物の場合は、在来工法により建築されたもの。

対象者 対象建築物を市内に所有し、自ら居住し、市税を滞納していない人

補助金額 左表のとおり

住宅の種類	補助率	補助限度額
戸建専用住宅	要した費用の3分の2	5万円
戸建兼用住宅		一戸当たり2万円まで 合計200万円まで
共同住宅	要した費用の23%	30万円
戸建専用住宅		一戸当たり30万円まで
戸建兼用住宅		合計2,000万円まで
共同住宅		
長屋住宅		

※予算額に達し次第、補助を終了する可能性があります。

建築課 TEL 220・2069

●一定規模以上の建築物への耐震診断・耐震改修補助制度
 県では、一定規模以上の建築物に対して、耐震診断、耐震補強設計および耐震改修の費用の一部を補助しています。

対象 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物のうち、診療所や店舗などの多数の人が利用する建物

県建築安全課
 TEL 048・830・5527

総合防災訓練

第8回ふじみ野市

日時 11月10日(日)
 午前8時30分～正午

避難所や避難経路の再確認、災害を想定したさまざまな訓練を体験できます(詳細は11月号に掲載します)。



参加しよう!